指定居宅サービス、指定介護予防サービス及び指定障害福祉サービス事業者 に対する行政処分について

札幌市では、下記事業所を「介護保険法」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)」の規定に基づき、平成26年8月1日付けで指定の全部の効力を停止しましたので、お知らせします。

記

1 法 人 名

法 人 名:特定非営利活動法人 なでしこ

所 在 地:札幌市豊平区月寒東5条17丁目10番 代 表 者:理事長 高橋 裕(たかはし ゆたか)

2 事業所名

事業所名:ケアステーション ルピナス

所 在 地:札幌市豊平区月寒東5条17丁目10番

管 理 者:高橋 裕(たかはし ゆたか)

3 事業の種類

介護保険関係:訪問介護、介護予防訪問介護(平成25年9月1日指定)

障害福祉関係:居宅介護、重度訪問介護、同行援護(平成25年8月17日指定)

4 行政処分の内容

(1) 行政処分の内容

指定居宅サービス、指定介護予防サービス及び指定障害福祉サービス事業者の指定 の全部の効力の停止

(2) 期間

平成26年8月1日から平成26年10月31日まで

5 行政処分の理由

(1) 介護保険関係

ア 既に退職した職員を勤務継続していたとの虚偽の報告を行った。

(介護保険法第77条第1項第7号及び同法第115条の9第1項第6号)

イ 管理者及び訪問介護員の勤務実態についての虚偽の答弁を行った。

(介護保険法第77条第1項第8号及び同法第115条の9第1項第7号)

ウ 管理者の変更について虚偽の変更の届け出を行った。

(介護保険法第77条第1項第10号及び同法第115条の9第1項第9号)

(2) 障害福祉関係

ア 必要な常勤換算2.5人を満たしていないにもかかわらず、サービス提供を継続して行った。

(障害者総合支援法第50条第1項第3号)

イ 管理者の勤務実態を正当化するため、管理者から承諾を得ていない者を管理者と する虚偽の答弁を行った。

(障害者総合支援法第50条第1項第7号)